

財政援助団体等監査報告書

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、基山町が補助金交付を行っている基山町体育協会が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に事業が行われているかを主眼とし実施する。

2 監査の対象

- (1) 対象団体 基山町体育協会
- (2) 所管課 まちづくり課

3 監査の範囲

平成27年度～平成29年度における基山町体育協会に対する補助金交付に係る事業について

4 監査の期間

平成30年10月29日（月）から10月30日（火）の2日間

5 監査の方法と項目

対象団体及び所管課から関係資料、証拠書類等の提出を求めるとともに、対象団体の責任者等及び所管課の説明を聴取し、次の項目について監査を実施した。

対象団体（基山町体育協会）

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金、その他の財政援助（以下「補助金等」という。）の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の交付通知、請求、受領は適正、適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。

所管課（まちづくり課）

- (1) 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (3) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

- (4) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

提出を求め確認を行った資料

- (1) 対象団体への補助金等交付に係る関係例規（写し）
- (2) 対象団体の規約等（写し）
- (3) 事業実績報告書（平成27年度～平成29年度）（写し）
- (4) 収支決算書（平成27年度～平成29年度）（写し）
- (5) 対象団体役員名簿
- (6) 種目協会別会員数（平成27年度～平成29年度）

監査当日に確認した書類

- (1) 対象団体（基山町体育協会）
 - 全ての業務に関する書類、帳簿等（平成29年度）
 - ※必要に応じて、平成30年度の関係書類
- (2) 所管課（まちづくり課）
 - 補助金等交付に関する書類

6 監査の結果

(1) 対象団体及び補助金等

団体の名称	基山町体育協会
団体の概要	<p>町民の体育の向上と体育の振興に寄与することを目的に、次の事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 町民の体育思想の啓培と体育スポーツの指導奨励 ② スポーツ指導者の養成 ③ 社会体育施設設備の整備 ④ スポーツ災害等互助会 ⑤ 県民体育大会への選手派遣 ⑥ 表彰に関する事項 ⑦ その他、本会の目的達成に関する事項
補助金名	基山町体育協会補助金（10款5項1目）
平成29年度補助金交付額	4,068,000円
関係例規	<p>基山町補助金等交付規則（平成7年規則第4号） 基山町社会教育団体活動費に対する補助金交付要綱（平成14年告示第54号）</p>

(2) 監査の結果

基山町体育協会は、町民の体育の向上と振興に寄与することを目的として、昭和39年に設立され54年になる。

町の財政援助団体として補助金交付を受けている基山町体育協会及び所管課のまちづくり課について、補助金の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確であるか、公益上の必要性は十分であるかを監査した。

監査をした結果、基山町体育協会の管理運営及びまちづくり課の事務は、おおむね適正に行われていると認められた。

ア 事業

基山町体育協会は、22団体、約2,200人の町民及び町内の事業所に勤務する者で、会費を納入した者をもって構成されている。主な事業は町民の体育の向上と振興であり、各種目協会への補助や県民体育大会への選手派遣を行うとともに、きやまロードレース大会の開催、少年スポーツへの助成を行っている。また、体育協会単独で基山町スポーツ災害等互助会を設立、その目的に沿った負傷疾病等への給付等事業も実施しており、各事業は適正に行われていた。

なお、各事業に関する出納関係の帳簿、証拠書類の保存状況も適正であった。

イ 補助金交付の算定、交付方法、時期及び手続

基山町体育協会への補助金交付の審査及び決定の手続きは、基山町補助金等交付規則及び基山町社会教育団体活動費に対する補助金交付要綱に基づき、適正に行われていた。

7 指摘

対象団体（基山町体育協会）

- (1) 役員総会及び常任理事会の議事録は作成されているが、会議における決定事項や協議内容等を記録することは重要なことであり、また、情報の共有を図る観点からも詳細な議事録作成を行うこと。
- (2) 各種目協会の実績報告書（決算報告も含む。）については、一部種目協会からの提出がされていないものが見受けられたので、報告の徹底を図ること。
- (3) 各種目協会は、会員数の管理と年会費の徴収、納入を厳格に行うこと。
- (4) 備品の管理について、備品台帳はあるものの、近年取得した備品については整理されていないため、早急に整備を行うこと。
- (5) 郵便切手を購入しているが、その受払簿は作成されていないため、早急に作成すること。

所管課（まちづくり課）

- (1) 事業計画書及び事業報告書について内容を十分に精査し、今後の補助金算定に活かすこと。

8 意見

- (1) 基山町体育協会は、単独で職員を雇用し、事務局であるまちづくり課に配置して運営されているが、町から財政援助を受ける団体としては、町民の理解を得るためにも、協会役員、会員主導の組織として取り組み、事業の活性化に努めていただきたい。
- (2) 基山町体育協会規則の下記条文については、整備を図ること。
 - ① 第5条会費について、中途加入者に対する規定がない
 - ② 第6条種目協会について、実績報告書（決算報告を含む。）の提出規定がない
- (3) スポーツのまち基山町の根幹をなす組織として、今後、更に新種目の拡充や会員の増加、活性化に努めていただきたい。